

奥出雲町空き校舎等活用調査支援業務
仕様書

令和7年6月

1 業務名

奥出雲町空き校舎等活用調査支援業務

2 業務の目的

本町は、小学校再編方針により空き校舎となる施設及び当該校舎周辺の附属施設（以下「空き校舎等」という。）の一体的な有効活用が課題となっており、行政利用の検討に合わせて、地域課題の解決や地域経済の活性化に資する地域利用や民間利用の可能性について検討が必要である。

本業務は、空き校舎等の活用について諸課題を整理し、行政、地域、民間での利用の方向性の検討等について、専門的知見を有する者に業務を委託することにより、空き校舎等利用の可能性を探ることを目的とする。

3 委託期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

対象：校舎7校及び当該校舎周辺の附属施設

校舎【仁多地域校5校：布勢小学校、高尾小学校、亀嵩小学校、阿井小学校、三沢小学校】

【横田地域2校：鳥上小学校、馬木小学校】

※高尾小学校、鳥上小学校、馬木小学校は既に閉校

※布勢小学校、亀嵩小学校、阿井小学校、三沢小学校は令和8年3月閉校予定

空き校舎周辺の附属施設【幼稚園、水辺の楽校、たたら体験施設等】

業務内容は、次のとおりとする。

(1) 空き校舎等の状況調査

地域住民意見、物理的（規模、法的制約、周辺インフラ）等を踏まえた活用条件を調査・整理する。

※必要に応じて、庁内検討会議、住民説明等の資料作成に協力する。

(2) 空き校舎等の基礎資料等の作成

対象地域及び空き校舎等の現況を調査分析し、利活用の検討を進める基礎資料や検討資料を作成する。

(3) 活用事例の収集・整理

空き校舎等の立地や地域特性などを踏まえ、同種・先進事例等の参考となる空き校舎等の活用事例を整理・分析し、空き校舎等利活用の方向性を検討する。

(4) 空き校舎等活用の方向性・想定機能の検討

上記(1)から(3)までを踏まえ、空き校舎等活用に関する基本的な方向性を整理し、提案する。

※必要に応じて庁内検討会議等に参加し、専門的見地から意見を述べる。

(5) サウンディング調査の準備・支援

地域、公的機関、民間企業等の活用の可能性を整理し、市場調査を的確に行うための準備・支援を行う。また、サウンディング調査に向けた実施要領、対象物件のカルテ等の資料作成する。

※サウンディング調査は、対象校舎のうちから選定した校舎について実施することが想定される。

(6) その他

上記の事項に加え、本業務の成果を高めるための独自の提案・工夫、その他特に強調したい事項、アピール点等あれば、追加して提案すること。

(7) 上記(1)から(6)までに關し、町から依頼する資料の作成

5 委託成果品

- (1) 受注者は、本業務の成果をまとめた成果品を作成し、納品するものとする。
- (2) 成果品は、発注者の検査を受け合格しなければならない。合格した全ての成果品を引き渡した時点で本業務は完了する。
- (3) 成果品は、発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく複製、使用及び流用をしてはならない。
- (4) 本業務における成果品は次のとおりとする。

ア 中間報告書（様式は発注者と受注者の協議による） 2部

イ 業務完了報告書 2部

※委託業務完了後、10日以内に業務完了報告書を発注者に提出し、検査を受けるものとする。

ウ 調査等の業務報告書 2部

※想定する書類（基礎資料、住民説明資料、方向性・想定機能の検討資料、サウンディング調査要領、物件カルテ等）

エ その他本業務で作成した資料 一式

オ 上記の電子データ 一式

(5) 完了検査

受託者は、契約期間の各年度終了後に委託完了届を提出し、検査を受けるものとする。

(6) 成果物等の帰属

本委託業務に關して成果物等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）はすべて、本町に帰属するものとする。

6 報告及び検査

町が必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況その他必要事項について報告を求め、又は検査を行うことができるものとする。受託者は、町から求めがあった場合は、誠実に対応しなければならない。

また、本業務に係る打合せ、協議等を行った場合は、当該内容の議事録を作成し、提出すること。

7 秘密の保持

本業務の履行に当たり知り得た秘密を他の目的に使用し、また他に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も同様とする。

特に個人情報については、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

8 再委託

書面等により本町の承認を得た場合は、業務の一部について再委託することは可能とする。ただし、本業務の主たる部分を再委託することは原則認めない。

なお、再委託した業務に伴う当該第三者の行為については、受託者が全て責任を負うものとする。

9 損害賠償

受託者の故意又は過失により受託者が本町に損害を与えた場合は、受託者は本町のその損害を賠償しなければならない。

10 著作権の譲渡等

成果物が著作権法（昭和24年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

成果物が著作物に該当するとしなくてもかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。

11 その他の事項

- (1) 関係法令にのっとり、適正に業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、事故や運営上の問題等が発生した場合は、速やかに本町へ連絡すること。
- (3) その他、仕様書に定めのない事項については、適宜本町と協議の上、その指示に従うこと。
- (4) 本業務の達成に当たり、より効果的かつ魅力的な事業とするため、本仕様に関する新たな提案は妨げない。
- (5) 受託者選定時に提案した内容を遵守し、実施すること。
- (6) 本町から依頼した資料作成、会議への参加等について速やかに真摯に対応すること。
- (7) 本業務の遂行に当たっては、本町と十分に協議を行い、本町の意見や要望を取り入れながら実施すること。その他、業務の履行上必要な事項については、本町と受託者で協議の上決定すること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

- 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密保持)

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

- 3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で適正な方法にて収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用、又は第三者に提供してはならない。

(管理)

- 5 受注者は、この契約にて知り得た個人情報について、漏洩・滅失・棄損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

- 6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務について第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(第三者への準用)

- 7 この特記事項は前項に基づき、この契約による業務を第三者に委託又は請け負わせる場合に準用する。

(業務従事者への周知)

- 8 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当に使用してはならないなど、個人情報の保護に必要な事項を周知及び教育させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

- 9 受注者は、この契約による業務を処理するために受注者から得た個人情報を発注者の承諾なしに複写複製してはならない。

(調査)

- 10 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱い状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

- 11 受注者は、この契約に違反する事項が生じ、又は生じるおそれがある事態を知ったときには、迅速に発注者に報告し指示に従うものとする。

(指示)

- 12 発注者は、受注者がこの契約による個人情報の取扱いについて、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。